社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、財政状態及び経営成績、並びに支払資金の収支状況を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

- 第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。
 - (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
 - (2)予算に関する事項
 - (3) 金銭の出納に関する事項
 - (4) 資産・負債の管理に関する事項
 - (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
 - (6) 固定資産の管理に関する事項
 - (7) 引当金に関する事項
 - (8) 決算に関する事項
 - (9) 内部監査及び任意監査に関する事項
 - (10) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるものの ほか、社会福祉法人会計基準の定めるところによる。

(事業区分)

第4条 事業区分は、社会福祉事業、収益事業とする。

(拠点区分及びサービス区分)

- 第5条 前条に定める事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。
- 2 拠点区分は、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。
- 3 サービス区分はその拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握するべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。
- 4 前条及び前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、 拠点区分及びサービス区分は別表のとおりとする。

(会計年度及び計算書類及び財産目録)

- 第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 毎会計年度終了後3か月以内に、次の計算書類及び第3項に定める 附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産目録を作成 しなければならない。
- (1)資金収支計算書
- (2) 事業区分資金収支內訳表
- (3) 拠点区分資金収支計算書
- (4) 事業活動計算書
- (5) 事業区分事業活動內訳表
- (6) 拠点区分事業活動計算書
- (7)貸借対照表
- (8)事業区分貸借対照表內訳表
- (9) 拠点区分貸借対照表
- 3 附属明細書として作成する書類は次のとおりとする。
- (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書
- (2)引当金明細書
- (3) 拠点区分資金収支明細書
- (4) 拠点区分事業活動明細書
- (5) サービス区分資金収支計算書
- (6) サービス区分事業活動計算書
- (7)借入金明細書
- (8) 寄附金収益明細書
- (9)補助金事業収益明細書
- (10) 拠点区分間繰入金明細書
- (11) 拠点区分間貸付金(借入金) 残高明細書
- (12) 基本 金明 細書
- (13) 国庫補助金等特別積立金明細書
- (14) 積立金・積立資産明細書
- (15) サービス区分間繰入金明細書
- (16) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- 4 前項に規定する附属明細書については、第2項の規定にかかわらず、 該当する取引がない場合には、作成を省略することができる。
- 5 計算関係書類及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。
- 6 計算書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

(金額の単位)

第7条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(共通収入支出の配分)

第8条 資金収支計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサ ービス区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて配分す るものとする。

2 事業活動計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分する ものとする。

(会計責任者及び会計職員)

- 第9条 本会は、第2条に規定する経理事務(第11章に規定する「契約」 に関する事項を除く)を行うため、会計責任者を置く。
- 2 会計責任者は、会長が任命する。
- 3 経理事務を行うため、会計職員を置く。
- 4 会計責任者は、会計職員の経理事務に関し指導監督をしなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会長の提案に基づき、理事会において決定 する。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第11条 本会の会計は、その財政状態及び経営成績、並びに支払資金の 収支状況を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記 の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならな い。

(勘定科目)

第12条 勘定科目は、社会福祉法人会計基準(社会福祉協議会勘定科目表)のとおりとする。

(会計伝票)

- 第13条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。
- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明 らかにして整理保存する。
- 3 会計伝票には、サービス区分、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿)

- **第14条** 前条の会計伝票に基づき、次の会計帳簿を作成しなければならない。ただし、補助簿については、必要に応じて設けることができる。
 - (1) 主要簿
 - ア 仕訳日記帳
 - イ総勘定元帳
 - (2)補助簿
 - ア現金出納帳
 - イ 預金(貯金)出納帳
 - ウ 当座預金残高調整表
 - 工 小口現金出納帳
 - 才 有価証券台帳
 - カ 未収金台帳
 - キ 貸付金台帳
 - ク 立替金台帳
 - ケ 仮払金台帳
 - コ 固定資産管理台帳
 - サ リース資産管理台帳
 - シ差入保証金台帳
 - ス 未払金台帳
 - セ 預り金台帳
 - ソ 前受金台帳
 - タ 借入金台帳
 - チ 退職給付引当金台帳
 - ツ 基本金台帳
 - テ 拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金 (長期借入金)管理 台帳
 - ト 拠点区分間及びサービス区分間短期貸付金 (短期借入金)管理 台帳
 - ナ 寄附台帳
 - 二 補助金台帳
 - ヌ 拠点区分間及びサービス区分間繰入金台帳
 - (3) その他の帳簿
 - ア 会計伝票
 - イ 月次試算表

- 2 前項に定める会計帳簿は拠点区分ごとに作成し、備え置くものとする。ただし、該当する取引がない場合には、作成を省略することができる。
- 3 各勘定科目の内容又は残高の内容を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない。
- 4 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。
- 5 会計帳簿は電磁的記録をもって作成する。

(会計帳簿等の保存期間)

- 第15条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。
 - (1) 第6条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録 永久
 - (2) 第13条第1項(1)、(2)及び(3) に規定する主要簿、補助 簿及びその他の帳簿 10年
 - (3) 証憑書類 10年
- 2 前項の保存期間は、計算関係書類及び財産目録を作成した時から起 算するものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予算

(予算の基準)

- 第16条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基 づき資金収支予算書を作成する。
- 2 予算は、第5条第1項に定める拠点区分ごと編成し、収入支出の予 算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ご とに予算編成することができる。

(予算の事前作成)

第17条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て確定する。

(勘定科目間の流用)

第18条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合、流用予算票を提出させ、会長の承認を得た上で、拠点区分又はサービス区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めがある拠点区分又はサービス区分についてはこの限りではない。

(予備費の計上)

第19条 予測しがたい支出予算の不足に充用するため、理事会の議決を 得、原則として評議員会の議決を得て、支出予算に相当額の予備費を 計上することができる。

(予備費の使用)

第20条 会計責任者は、前条の予備費を使用する場合、その理由と金額 を記載した予備費充当票を提出させ、事前に会長の承認を得た上で使 用することができる。

(補正予算)

- 第21条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事総数 (現在数) の3 分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。
- 2 会長は、急施を要するために理事会の同意及び評議員会の議決を得 る暇がないと認めるときは、専決処分することができる。
- 3 会長は、前項により専決処分したときは、次の理事会及び評議員会に報告し、承認を得なければならない。

(臨機の措置)

第22条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は 権利を放棄しようとするときは、理事会において理事総数(現在数) の3分の2以上の同意及び評議員の承認を得なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

- 第23条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出 証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

- 第24条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。
- 2 会計責任者は、前項の書類と入金した金銭の額を照合して収納し領収書を発行する。

3 銀行、郵便局等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第25条 日々の金銭の収納は、これを直ちに支出に充てることなく、受 入後10日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続)

第26条 寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄附者が記入 した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附目的等を明ら かにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなけれ ばならない。

(支出の手続)

- 第27条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。
- 2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預貯金口座振込、郵便払 込により支払いを行った場合で、とくに領収書の入手を必要としない と認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代 えることができる。
- 5 第3項、第4項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収書又は証明書を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機 関の預貯金口座振込、郵便払込によらなければならない。
 - (1)1件1万円を超えない常用雑費の現金支払
- (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払

(支払期日)

第28条 金銭の支払は、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月21日に行う。ただし、この日が金融機関の休業日の場合には、以後、直近の営業日に行う。

(小口現金)

第29条 第27条第6項第1号及び第2号の規定による現金支出に充てるため、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

- 2 前項の小口現金は、定額資金前渡制度とし、10万円を保管限度額 とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度、精算を行い、精算時に主要 簿への記帳を行う。

(概算払)

- 第30条 性質上、概算をもって支払いの必要がある経費については、第 28条第1項の規定にかかわらず概算払いを行うことができる。
- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 旅費
- (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(残高の確認)

- 第31条 会計職員は、現金について毎日の現金出納終了後、その残高と 帳簿残高を照会し、会計責任者に報告しなければならない。
- 2 会計職員は、預貯金について、毎月末日における取引金融機関の残 高と帳簿残高を照合し、当座預金について差額がある場合には、当座 預金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(金銭過不足)

- 第32条 現金に過不足が生じたとき、会計職員は、速やかに原因を調査 したうえ、遅滞なく出納責任者に報告し、必要な指示を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(月次報告)

- 第33条 会計責任者は、毎月末日における拠点区分又はサービス区分ご とに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月 次試算表を作成し、翌月25日までに会長に提出しなければならない。
- 2 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、 兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。 ただし、その場合においても、拠点区分ごとに資金収支及び事業活動 の内容を明らかにして作成しなければならない。

第5章 財務及び有価証券の管理

(金融機関との取引)

- **第34条** 本会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。
- 3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、 次の業務を担当しない会計責任者を金融機関との取引に使用する印鑑 の保管責任者とすることができる。
- (1) 現金預貯金(小口現金を含む)の出納記帳
- (2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理
- (3) 現金(小口現金を含む)の保管管理

(資金の借入)

- 第35条 毎会計年度の業務執行に当たり、必要がある場合には、理事会の同意を得た上で、会長の承認により資金の短期借入(長期の資金の借り入れ以外の借り入れをいう。)を行うことができる。
- 2 資金の長期借入(返済期間が1年を超える資金の借り入れをいう。) は、理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得た予算の範囲 内において、会長の承認により行うことができる。
- 3 借入金の借入先は、公的金融機関、銀行又はこれに準ずるものでなければならない。

(資金の繰替使用)

第36条 事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において、経理上 必要がある場合、会長の承認を得た上で、資金の一時繰替使用をする ことができる。(繰替使用を認められていない資金については除く。) ただし、繰替えで使用した資金については、原則として、当該年度内 に補てんしなければならない。

(資金の積立て)

- 第37条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確である名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。
- 2 資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積み立てを行わず、 積立資産の積み立てのみを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、 理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- 3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、理事会の同意を得、 原則として評議員会の議決を得た後、すみやかに資金移動を行わなければならない。また、決算において新たに積立資産を積み立てようと

する場合には、決算理事会終了後2カ月以内に資金移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

- 第38条 資金のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関への預け入れ、確実な信託会社への信託、又は確実な有価証券に換えて保管する。
- 2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立ては、安全 確実な方法によって行わなければならない。
- 3 会計責任者は、毎月末日に資金残高(余裕資金及び積立預金・有価証券及び積立資産を含む)の実在を確かめ、内容を会長に報告しなければならない。

(有価証券の取得価額及び評価)

- 第39条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- 2 有価証券の評価は、移動平均原価法によって行う。
- 3 有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるもの については、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をも って評価する。
- 4 満期保有目的の債券を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債権は、会計年度末において償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

- 第40条 会計責任者は、毎会計年度9月末日、3月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。
- 2 第34条及び第38条の規定は、有価証券の管理及び証券会社との取引 に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、 金融機関を証券会社等と読み替える。

第6章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

- 第41条 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、 当該資産の取得価額による。
- 2 資産の時価が帳簿価額から50%を超えて下落している場合には、 時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末に おける時価をもって評価するものとする。
- 3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与

された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。

4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳 簿価額をもって行う。

(負債評価の一般原則)

第42条 負債の貸借対照表価格は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。

(債権債務の残高確認)

- 第43条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を 調査し、必要がある場合には、取引先に対し、残高の確認を行わなけ ればならない。
- 2 会計責任者は、前項の確認の結果、相手先の残高との間に原因不明 の差額があることが判明した場合には、遅滞なく、適切な措置をとら なければならない。

(債権の回収及び債務の支払)

第44条 会計責任者は、毎月、期日どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期日どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第45条 本会の債権は、その全額もしくは一部を免除し、又はその契約 条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があ るものを除いて、会長が本会に有利であると認めるとき、その他やむ を得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第7章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

- 第46条 この規程において固定資産とは、取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産(土地、建設仮勘定及び権利を含む。)並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金(特定の目的のために積立てた積立資産の場合には、長期保有目的に限らない)及び投資有価証券等をいう。
- 2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものと する。
- (1)基本財産ア 定期預金
- (2) その他の固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ建物附属設備
- 工構築物
- オ機械及び装置
- カ車両運搬具
- キ 器具及び備品
- ク建設仮勘定
- ケ 有形リース資産
- コ権利
- サ ソフトウェア
- シ無形リース資産
- ス投資有価証券
- セ 長期貸付金
- ソ 退職手当積立金預け金
- タ 退職年金共済預け金
- チ 長期預り金資産
- ツ 財政調整基金積立預金
- テ 介護保険事業積立預金
- 卜 差入保証金
- ナ その他の固定資産

(固定資産の取得価額及び評価)

- 第47条 固定資産の取得価格は、次のとおりとする。
 - (1)購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を 加算した額
 - (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額
- 2 固定資産の帳簿価額は、原則として、当該固定資産の取得価額から、 第54条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額 とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

- 第48条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規

定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない 方法によることができる。

- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高(賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。)が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第49条 有形固定資産のうち、建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

- 第50条 固定資産の価値の増加、又は耐用年数を延長するために要した 支出は、これをその固定資産の帳簿価額に加算する。
- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

- 第51条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。
- 2 会計責任者は、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び 異動について所要の記帳整理をしなければならない。

(取得・処分の制限等)

- 第52条 基本財産である固定資産の増加又は減少(第54条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く。)については、事前に理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上による同意及び評議員会の承認を得なければならない。
- 2 基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に会長の 承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるも のについては、理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得な ければならない。
- 3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲渡し、交換し、 又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要があると認 めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第53条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在 高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に 基づき、調査、確認しなければならない。

- 2 会計責任者は固定資産管理担当者を指名し、前項に規定する調査、 確認を行わせることができる。この場合には、その調査の報告を徴し なければならない。
- 3 会計責任者は、第1項の調査、確認の結果又は前項の報告に基づき、 固定資産管理台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会 長に報告しなければならない。

(減価償却)

- 第54条 固定資産のうち、時の経過又は使用により価値が減少するもの (以下「減価償却資産」という。)については、定額法による減価償 却を実施する。
- 2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
- 3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、 定額法による減価償却を実施する。
- 4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する 省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。
- 5 減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した 価額をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものと する。

第8章 引当金

(退職給付引当金)

第55条 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額(当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額)を退職給付引当金に計上する。

(賞与引当金)

第56条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を 見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認め られる場合には、これを計上しないことができる。

(徴収不能引当金)

第57条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- 2 徴収不能引当金として計上する額は、次の各号の合計額による。
- (1) 毎会計年度末において、以後徴収することが不可能と判断される 債権の金額
- (2) 前号以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた 金額
- 3 前項に規定する徴収不能引当金は、これに該当する金銭債権の金額 から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第9章 決算

(決算整理事項)

- 第58条 年度決算においては、次の事項について計算を行うものとする。
 - (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
 - (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの 確認
 - (3) 第1項及び第2項に基づく未収金、前払金、未払金、前受金の計上
 - (4)減価償却費の計上
 - (5) 引当金の繰入れ及び戻入れ
 - (6) 基本金の繰入れ及び取崩し
 - (7) 基金の組入れ及び取崩し
 - (8) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し
 - (9) その他の積立金の積立て及び取崩し
 - (10) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引科 目の集計
 - (11) 注記情報の記載

(税効果会計)

第59条 法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用 する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを 適用しない。

(内部取引)

第60条 財務諸表及び附属明細書の作成に関して、事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引は、相殺表示する。

(注記事項)

- 第61条 計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。
 - (1)継続事業の前提に関する注記
 - (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
 - (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
 - (4) 法人で採用する退職給付制度
 - (5) 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
 - (6) 基本財産の増減の内容及び金額
 - (7)基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、 その旨、その理由及び金額
 - (8)担保に供している資産
 - (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載 した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残 高
 - (10)債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した 場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該 債権の当期末残高
 - (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - (12) 関連当事者との取引の内容
 - (13) 重要な偶発債務
 - (14) 重要な後発事象
 - (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、 負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 2 計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの2種類とし、拠点区分の注記においては、前項第1号、第12 号及び第13号を省略する。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第62条 会計責任者は、第6条に規定する計算書類等を作成し、会長に 提出する。

(計算書類の監査)

第63条 特定理事は、計算関係書類及び財産目録を特定監事に提出する。

2 特定理事は、計算書類の全部を提出した日から4週間を経過した日までに、特定監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

(計算書類の承認)

- 第64条 会長は、第63条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の承認を受けた計算書類及び財産目録並びに監査報告 を定時評議員会の招集通知に添付し、計算書類及び財産目録について 承認を受けなければならない。

(計算書類の備置き)

- 第65条 会計責任者は前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 会計責任者は、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告の写しを 定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に備 え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成 されており、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

(所轄庁への届出)

第66条 毎会計年度終了後3か月以内に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。

(計算書類及び財産目録の公開)

- 第67条 会長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合に除いて、閲覧に供さなければならない。
 - (1) 財産目録
 - (2) 計算書類
 - (3)上記(2)の附属明細書
 - (4) 監査報告書
- 2 会長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。
 - (1) 計算書類

(資産総額の登記)

第68条 会長は、計算関係書類及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の認定を得、原則として定時評議員会の承認を受けた後、 遅滞なく資産の総額の登記を行う。

第10章 内部会計及び任意監査

(内部監査)

- 第69条 会長は、必要があると認められる場合には、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。
- 2 会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに必要に応じて関係部署に改善を指示する。
- 3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において確認するものとする。

(任意監査)

- 第70条 会長は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるため、外部の会計専門家に対し、独立した第三者の立場から監査を依頼することができる。
- 2 会長は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第11章 契約

(契約機関)

第71条 契約は、会長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)でなければこれをすることができない。

(一般競争契約)

第72条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければ

ならない。

(指名競争契約)

- 第73条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び 適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することがで きる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次 の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
 - (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入 札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
 - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

- 第74条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合
 - (2)契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込み のある場合
 - (6)競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者 がない場合
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項(6)号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項第(7)号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制

限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入 札に付すときに定めた条件を変更することはできない。

契約の種類 金額

1 工事又は製造の請負 250万円

2 食料品・物品等の買入れ 160万円

3 前各号に掲げるもの以外 100万円

(契約書の作成)

第75条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4)履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約 金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7)契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項
- 2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当者は 契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第76条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成 を省略することができる。
 - (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約を するとき
 - (2) せり売りに付するとき
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
 - (4)(1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に 軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他こ れに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第77条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第12章 社会福祉充実計画

(社会福祉充実計画の計算)

第78条 社会福祉法第55条の2第1項に定める方法により毎会計年度に おいて社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。

(社会福祉充実計画の作成)

第79条 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法第55条の2の1 項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承 認を受けるものとする。

第13章 補則

(税務の範囲と申告納付)

- 第80条 本章において税務とは、本会の税金の申告及び納付に関する業務をいう。
- 2 会計責任者は、各税法の規定に従い、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合には税務申告書を作成し、所定の期日までに所轄官庁に申告・納付しなければならない。

(収支計算書の提出)

第81条 会長は、第65条第2項の承認を受けた計算関係及び財産目録案のうち、資金収支計算書の収入金額が租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)第68条の6に規定する金額を超えた場合には、所定の期日までに所轄税務署長に対し資金収支計算書を提出する。

(町財務規程の準用)

第82条 本会の財務処理について、この規程に定めるもののほかは、軽

井沢町財務規則(昭和53年規則第3号)の規定を準用する。

(補則)

第83条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 当経理規程に定める届出及び公開に関しては計算関係書類及び財産 目録(会計に関するもの)に限定しているが、情報公開に関する具体的 な定めは別途定める情報公開規程による。

附則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会経理規程 (平成12年4月1日施行) は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会経理規程 (平成13年4月1日施行)は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。